

平成 31 年 3 月 15 日

議会副議長 中 野 博 様

総務建設委員長 長 澤 務

閉会中における所管事務調査についての報告

函南町議会会議規則第 77 条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

- 1 開催日時 平成 31 年 1 月 29 日（木）午前 9 時 00 分
- 2 委員の出席状況 委員全員出席
- 3 調査事項

(1) 柏谷公園の再整備について

平成 5 年に供用開始された柏谷公園は、老朽化による不具合が生じているため、再整備が計画されている。再整備は平成 29 年度から進められており、平成 29 年度は復元家屋他解体整備工事や子供広場整備工事などが実施された。今年度は、復元家屋が設置されていた場所への遊具の設置工事が実施される。遊具は 3 歳程度までの子どもが遊べる遊具を計画し、既存の子供広場との子どもの遊び場の住み分けを図る計画となっている。平成 29 年度に開催されたワークショップで要望があったトイレの改修は、来年度と再来年度に計画され、その他からくり時計のメンテナンス工事、野芝植栽が計画されている。

事業費は、遊具は県のふじのくに少子化突破戦略応援事業補助金を受け、トイレの改修は市町村振興協会の助成事業が活用される。

多目的広場と通路の間のスロープや、通路の凹凸等、危険が及ぶ箇所へも配慮し、より安全で親しまれる公園となるよう図りたい。

(2) まちづくりに関する各種計画の策定について

平成 29 年 8 月に開催した総務建設委員会で説明を受けた各種計画について、具体的となった計画案について報告を受けた。

平成 21 年 10 月に作成された函南町都市計画マスタープランは、町を取り巻く環境の変化や人口減少社会到来への対応、そして第六次総合計画が策定されたことにより、見直しが必要とされている。計画は、全体構想、地域別構想等で構成され、全体構想では「自然を育み誰からも愛されるにぎわいと魅力ある交流都市・函南」を都市づくりの基本理念とし、将来都市像、分野別基本方針が掲げられ、地域別構想では、小学校区毎に

細かな構想、方針が掲げられている。計画の目標年次は概ね 20 年後が予定されている。

立地適正化計画は、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの構築に向けた方針・施策を示す計画であり、「市街地の特性を踏まえた都市機能の強化、居住環境の維持・向上」、「市街地内・市街地間を結ぶ公共交通網の構築」、「災害の危険性に対応した安全・安心な都市の構築」の 3 つの方針が掲げられている。居住誘導区域は市街化区域の約 92% が設定され、緩やかに居住の誘導がされ、都市機能誘導区域は市街化区域の約 31% が設定され、緩やかに子育て施設や福祉施設、商業施設、医療施設等が誘導される。

景観計画は、平成 29 年 4 月に町が景観行政団体に移行したことにより、現在計画の策定をしているところであり、計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限、景観重要建造物・樹木の指定の方針が定められることになる。区域は町内全域とされ、行為の制限に関しては、建築物の新築等にあたり、延床面積や高さが基準を超える場合は届け出が必要となり、外観の変更等も届け出の対象となる。これら届出の内容を審査することで、良好な景観形成を図る計画となっている。

空家等対策計画は、近年適切な管理が行われていない空家等が増加しており、平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、現在計画の策定が進んでいる。特定空家等認定までの流れは、情報提供による調査後、空家等審議会に諮問され、特定空家等の認定がされる。特定空家の措置としては、助言・指導、勧告、命令が行われ、最終的に所有者が対応できない場合は、代執行により空家の撤去が行われる。

各計画は長期間に及ぶ計画であるため、計画に沿った施策の執行に努め、計画に対する町民への周知にも十分に努められたい。

(3) 第 1 浄水場更新計画に伴う更新工事について

第 1 浄水場は、平成 23 年度に耐震診断を実施しており、その診断結果に基づいて更新計画が策定され、来年度から 4 年間で更新工事が計画されている。整備計画は、既存の 700 t 配水池は撤去され、2,000t 配水池が新設され、1,200t 配水池は耐震補強工事が計画される。配水池の総容量は水道施設設計指針に基づき計算され、既存施設より多い 3,200t が計画されている。

概算予算は総額 9 億 1,729 万円が見込まれ、起債借入予定額 7 億 5,000 万円、建設改良積立金 1 億 6,729 万円が予定されるが、本工事の請負契約は、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決によることを要しないこととされているため、議会での議決に付すべき契約とはならない。水道料金に関しては、水道審議会において経営状況を検証したうえで料金改定の必要性を判断することとなっている。

多額な費用を要する計画であることから、今後も必要に応じて議会や関係団体への十分な説明を行い、理解を得ながら慎重に進めるよう努められたい。

(4) 平成 30 年度工事進捗状況について（現地視察）

川の駅水防多目的センター及び井領面大橋の現地視察を行った。

川の駅水防多目的センターは、平成 31 年 4 月の供用開始に向け工事が施工されていた。供用開始に向け、引き続き監理に努め、道の駅と共ににぎわいの創出、交流拠点となることを望む。

井領面大橋は、橋梁点検により、早期に措置を講ずるべき判定Ⅲと判定され、補強工事が施工されるが、視察時はまだ準備工の段階であった。判定Ⅲと判断された他の橋梁も含め、計画的な補強工事に努められたい。